

**公告**

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成24年5月21日

長野県知事 阿部 守一

**1 入札に付する事項**

## (1) 調達をする役務

長野県新財務会計システム開発業務委託 一式

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 履行期間

契約の日から平成26年3月31日までとします。

## (4) 入札方法

ア 價格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（「総合評価一般競争入札」という。）により行います。

イ 入札者は、入札説明書に定める提案書を入札書とともに提出してください。

ウ 入札書に記載する金額は、価格の総額とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類及び規模を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁 西庁舎1階

長野県会計局会計課システム開発係

電話 026（235）7280

**4 入札説明会の日時及び場所**

(1) 日時 平成24年5月28日（月）午後2時から

(2) 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室

**5 入札手続等**

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 技術提案書及び入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 平成24年7月2日（月）正午

郵送により技術提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便又は配達記録郵便に限るものとし、7月2日（月）午前10時までの必着とします。

イ 提出場所 3の場所

## (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年7月2日（月）午後3時

イ 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げ

る担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

別記「長野県新財務会計システム開発業務委託に係る総合評価一般競争入札落札者決定基準」によります。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature of the service to be purchased:

Development of a set of financial accounting system for Nagano Prefectural Government

(2) Contract duration:

From the first day of the contract term through March 31, 2014

(3) Contact place for information about the tender; description/conditions/other inquiries:

Development of the Financial Accounting System Section, Accounting Division, Accounting Bureau, Nagano Prefecture  
692-2 Aza Habashita, Oaza Minami-Nagano, Nagano City

Tel: 026-235-7280

(4) Time and place for the bid opening:

Time: 3:00pm, July 2, 2012

Place: Meeting Room #110, Nagano Prefectural Government West Annex

(5) Time limit for the tender and the delivery location:

Time: 12:00pm, July 2, 2012

(By mail, tenders must be submitted by 10:00am, July 2, 2012)

Place: Development of the Financial Accounting System Section, Accounting Division, Accounting Bureau, Nagano

Prefecture

380-8570 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)

別記

長野県新財務会計システム開発業務委託に係る総合評価一般競争入札落札者決定基準

1 目的

この基準は、長野県新財務会計システム開発業務委託の総合評価一般競争入札に係る申込みをした者のうち、入札価格及び入札価格以外の条件が最も有利なものを決定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、技術提案の内容、入札価格等について評価を行い、入札価格に関する評価点（以下「入札価格評価点」という。）と入札価格以外の条件に関する評価点（技術提案に対する評価点（以下「技術評価点」という。）とライフサイクルコストに対する評価点（以下「LC点」という。）の合計点をいい、以下「入札価格以外の評価点」という。）との合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札候補者とする。

(2) (1)において、総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点も同点のときは入札価格点の高い者を落札候補者とし、入札価格点も同点のときは、これらの者にくじを引かせて落札候補者とする。この場合において、これらの者のうち出席しないもの又はくじを引かないものがあるときは、その者に代えて、入札執行事務に係る職員に、くじを引かせるものとする。

(3) 落札者は、政令第167条の10の2第5項の規定により、学識経験者の意見を聴いた上で決定する。

3 総合評価点の配分

満点は4,000点とし、各評価点の内訳は次のとおりとする。

(1) 入札価格評価点 1,600点

(2) 入札価格以外の評価点 2,400点 (技術評価点 1,000点、LC点 1,400点)

4 入札価格評価点

入札価格評価点は、次の算式により算出する。

入札価格評価点 = (1 - 入札価格 ÷ 予定価格) × 1,600点

5 技術評価

(1) 評価方法

技術評価は、技術提案書と提案者の行うプレゼンテーションをもとに別表第1「評価項目一覧」に基づき総合評価審査会（以下「審

査会」という。)が行う。

(2) 技術評価の基準点及び配点

ア 技術評価の分野ごとの基準点及び配点は別表第2のとおりとし、当該分野のうち機能要件の評価項目の基準点及び配点は、別表第3のとおりとする。

イ 基準点は、次により定める。なお、技術評価において、別表第2及び別表第3に掲げる基準点が設定された各分野あるいは各評価項目におけるいずれかの得点が、基準点に満たない場合は失格とする。

(7) 機能要件以外 各分野の配点の2分の1

(4) 機能要件

a 実現必須の機能 各評価項目の配点の2分の1

b 実現任意の機能 各評価項目の配点の3分の1 (小数点第2位以下切捨て)

(3) 評価項目の採点基準

採点は、県が仕様書で求める水準(以下「要求水準」という。)を基準として行う。

提案内容を要求水準と比較した水準の高低は、次の要件により判断する。

提案の水準	要件
高い水準	仕様の内容が実現可能であり、さらに県の業務が効率的かつ合理的となる要素が加わっていると認めたもの
要求水準	仕様の内容が実現可能であり、提案依頼事項・評価の視点(注1)に示した内容に対し、過不足なく提案できているもの
低い水準	仕様の内容が実現可能であるものの、県の業務が非効率又は不合理となることが想定されるもの。なお、それにより、仕様書に定められた他のいずれかの内容を実現できなくなる場合は、実現不能とみなす。

(4) 評価項目の採点方法

ア 機能要件

評価項目は、特記事項欄(注2)に記載の処理内容ごとの「要求項目(注2)」から構成する。要求項目は、次のとおり要求レベルに応じた配点の範囲内で採点する。

要求レベル	配点	採点			実装方法			
		高い水準	要求水準	低い水準	パッケージ標準	カスタマイズ	代替手段(運用)により実現	・実現不能 ・記載なし ・実現方法の記載と認められないもの
必須項目	AAA	9	9	6	3	採点の際の参考情報とする(実装方法のみをもって採点することはしない。)。		
	AA	6	6	4	2			
	A	3	3	2	1			
任意項目	B B B	9	9	6	3	0点		
	B B	6	6	4	2			
	B	3	3	2	1			

イ 機能要件以外の技術評価

分野ごとに区分されている評価項目ごとに設定した「評価の視点(注1)」にそって採点を行う。

(7) 仕様書と対応した提案事項(=追加提案以外の分野)の採点

a 特に高い水準の提案の場合 5点

b 高い水準の提案の場合 4点

c 県が要求した水準の提案の場合 3点

d 低い水準の提案の場合 1点

e 要求を実現できていない場合、記述のない場合 0点

(イ) 追加提案の採点

a 高い水準の提案の場合 2点

b 通常の水準の提案の場合 1点

c 提案がない場合、提案内容が非効率的又は非合理的な場合 0点

(5) 技術評価点

技術評価点は、評価項目ごとに次の算式により算出する。

ア 機能要件

技術評価点＝「評価項目（業務区分）の得点」の合計

(評価項目の得点＝要求項目の合計得点÷要求項目の配点の合計×評価項目の満点)

イ 機能要件以外

技術評価点＝「評価項目の得点」の合計

(評価項目の得点＝評価の視点の合計得点÷評価の視点の配点の合計×評価項目の満点)

6 L C点

L C点は次の算式により算出する。

L C点＝(1－入札参加者の見積価格÷県の見積価格) ×1,400点

7 その他

(1) 有効桁

算出した各評価点の小数点第2位はそれぞれ四捨五入とする。

(2) 評価の非公表

ア 評価内容については、規則第157条の11に規定されている範囲以外は公表しない。

イ 入札参加者に対しては、落札者及び当該入札参加者以外の応札者名を伏せた上、各応札者の入札価格評価点、技術評価点（機能要件、機能要件以外）及びL C点を通知し、失格となった者についてはその理由を併せて通知する。

(注1) 別途配布する「評価の視点」を参照

(注2) 別途配布する仕様書別冊「長野県新財務会計システム開発業務委託 機能要件一覧」を参照

別表第1 「評価項目一覧」

分野	仕様書 対応項目	評価項目	提案依頼事項等	(参考) 配点
第1 全体評価		1 会計事務の 適正化	事務処理の適正化や不正防止等の会計事務の適正化に資する事項	8
第2 企業評価		2 企業の実績	都道府県又は政令指定都市での財務会計に関する基幹情報システム開発実績	12
		3 企業の取組・資格等	ISO9001（品質マネジメントシステム）、ISO14001（環境マネジメントシステム）、ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）、プライバシーマークなど、今回の調達に有益と考える企業としての取組・資格等及びその有益と考える理由（10件以内）	3
	9 特記事項	4 地域貢献	県内経済活性化の観点から、本調達業務を実施するに当たり県経済、雇用等に貢献できると思われる内容（4件以内）	5
第3 基本要件	6.1 基本 要件	5 業務基本要件	本システムを構築するに当たっての基本的な考え方及び設計思想	10
第4 機能要件	6.2.1 業務処理機能	6 業務・機能要件 (機能一覧)	要求項目に記載した（必須項目・任意項目）に関する提案。「標準」「カスタマイズ」「代替提案」「実現不可能」の別及びシステムへの実装方法を説明すること。また、「追加提案」は仕様書別冊「機能要件一覧」に記載した事項以外に付加提案事項があれば記載すること（25件以内）。	700
		予算		50
		収入		100
		支出		160
		相手方（債権者・債務者）管理		45
		歳入歳出外現金		30
		支払等登録		25
		決算		10
		資金管理		25
		財産管理		60
		決算統計		35
		一般的機能		70
		新機能		65
		追加提案 (機能要件)		25
第5 業務要件	6.2.2 帳票要件	7 帳票要件	帳票等に関する利用者の利便性向上に資する事項	7
	6.2.3 画面要件	8 画面要件	画面等に関する利用者の操作性向上に資する事項	8
	6.3 システム連携要件	9 システム連携要件	他システム等との適切な連携及び外部インターフェース構築に資する事項	6
第6 性能要件	6.4.1 稼動時間・稼働率	10 稼動時間・稼働率	仕様書本文に記述した内容を満足する稼働時間・稼働率の内容	4
	6.4.2 レスポンス	11 レスポンス	仕様書本文に記述した内容を満足するレスポンスの向上に資する事項	6

	6.4.3 バッチ処理	12 バッチ処理	仕様書本文に記述した内容を満足するバッチ処理の内容	4
	6.4.4 データ量	13 データ量	仕様書本文に記述した内容を満足するデータ保持の内容	4
	6.4.5 同時アクセス	14 同時アクセス	仕様書本文に記述した内容を満足する同時アクセスについて	5
第7 操作性要件	6.5.1 操作性	15 操作性	画面の視認性、画面遷移、操作性向上及び操作ミス防止に資する方策	7
	6.5.2 アクセシビリティ	16 アクセシビリティ	アクセシビリティに係る一般的な事項	5
第8 信頼性要件	6.6.1 信頼性	17 信頼性	信頼性向上に資する事項	8
	6.6.2 拡張性	18 拡張性	システムの拡張性向上に資する事項	6
	6.6.3 上位互換性	19 上位互換性	上位互換性向上に資する事項	6
	6.6.4 システム中立性	20 システム中立性	システムの中立性向上に資する事項	4
第9 セキュリティ要件	6.7 セキュリティ要件	21 システムに係るセキュリティ	システムに係る情報セキュリティ対策の向上に資する事項	20
	6.7.1 利用者区分と権限	22 利用者区分と権限	利用権限管理に資する事項（人事異動期、組織改正等により、大量に利用権限設定変更を行う事務の省力化・円滑化等）	6
—		23 追加提案(第5から第9)	「第5から第9」までについて仕様書記載事項以外に付加提案事項があれば記載すること（4件以内）。	5
第10 開発要件	7.1.1 開発スケジュール	24 スケジュール	本調達の導入期限までの完成に資する事項	3
	7.1.2 開発環境	25 開発環境	仕様書本文に記述した内容を満足する開発環境に係る内容	6
	7.1.3.2 県／受託者	26 役割分担	本調達のシステム開発における県と受託者との作業分担	3
	7.1.4 管理	27 管理	本調達のシステム開発を適正かつ確実に達成するために有効な管理方法	5
	7.1.3 開発体制	28 作業体制	本調達の適正かつ確実に達成するために有効な作業体制（作業体制図を添付すること。）	5
		29 技術者の業務資格及び経験	本システムの開発において有益と考える技術者の資格及び実務経験	6
第11 環境要件	7.2.1 ハードウェア構成	30 ハードウェア構成	本システムの運用に必要な機器内容	6

		7.2.2 ソフトウェア構成	31 ソフトウェア構成 32 追加ソフトウェア	本システムの運用に必要なソフトウェア(O S、ミドルウェア等) クライアントPCへの追加が必要なソフトウェア	5 3
	7.2.3 ネットワーク構成	33 ネットワーク構成		本システムの運用に必要なネットワークに関する内容	2
第12 セキュリティ(構築段階)	7.3 セキュリティ(構築段階)	34 セキュリティ(構築段階)		構築段階における情報セキュリティ対策	6
第13 移行要件	7.4.1 システム移行	35 システム移行		適切かつ有効なシステム移行に資する方策	12
	7.4.2 データ移行	36 データ移行		適切かつ有効なデータ移行に資する方策	4
	7.4.3 研修	37 職員研修		システムの円滑な導入に向けた、利用者等による適切なシステム利用に資する研修内容	16
第14 試験 ・検収	7.5.1 試験	38 試験		適切かつ有効な試験の実施内容	6
	7.5.3 瑕疵担保責任	39 瑕疵担保責任		本調達の成果物に瑕疵があった場合の責任に関する内容	3
第15 導入・訓練及びドキュメント	7.6 導入・訓練	40 導入・訓練		本調達に係る本システムの導入・訓練に資する事項	4
	7.7 ドキュメント規定	41 ドキュメント規定		本システムのドキュメントについての適正な記述や管理に対する事項	5
—		42 追加提案(第10から第15)		第10から第15までについて仕様書記載事項以外に付加提案事項があれば記載すること(4件以内)。	5
第16 システム運用・保守	8.1 運用・保守	43 運用・保守		本システムの稼働後、安定かつ効率的な運用・保守の実現に関する事項	34
	8.2 S L A	44 S L A要件		本システム稼働後、運用・保守の品質が確保されるサービスレベル	3
	8.3 マニュアル	45 マニュアル		職員が利用するマニュアルに関する事項	4
—		46 追加提案(第16)		第16について仕様書記載事項以外に付加提案事項があれば記載すること(4件以内)。	5
第17 ライフサイクルコスト	1.2(2) ライフサイクルコスト見積額	47 ライフサイクルコスト見積額		本調達により構築するシステムに係るライフサイクルコスト見積書。なお、見積りに当たっては、経済的かつ効率となる機器構成及び運用保守業務の調達計画を想定すること。	—
					1,000

別表第2 「技術評価 各分野の基準点及び配点」

分 野	基 準 点	配 点	比 率 (%)
全体評価		8点	0.8%
企業評価		20点	2.0%
基本要件	5.0点	10点	1.0%
機能要件 (別表第3)		700点	70.0%
業務要件	10.5点	21点	2.1%
性能要件	11.5点	23点	2.3%
操作性要件	6.0点	12点	1.2%
信頼性要件	12.0点	24点	2.4%
セキュリティ要件	13.0点	26点	2.6%
開発要件	14.0点	28点	2.8%
環境要件	8.0点	16点	1.6%
セキュリティ要件 (構築段階)	3.0点	6点	0.6%
移行要件	16.0点	32点	3.2%
試験・検収	4.5点	9点	0.9%
導入・訓練及びドキュメント	4.5点	9点	0.9%
システム運用・保守	20.5点	41点	4.1%
追加提案		15点	1.5%
合 計		1,000点	100.0%

別表第3 「機能要件 評価項目」

評価項目 (業務区分)	基 準 点		配 点		配点
	必 須	任 意	必 須	任 意	
予算	15.0点	6.6点	30点	20点	50点
収入	22.0点	18.6点	44点	56点	100点
支出	18.0点	41.3点	36点	124点	160点
相手方管理	10.0点	8.3点	20点	25点	45点
歳入歳出外現金	9.0点	4.0点	18点	12点	30点
支払等登録	3.0点	6.3点	6点	19点	25点
決算	3.5点	1.0点	7点	3点	10点
資金管理	0.5点	8.0点	1点	24点	25点
財産管理	17.5点	8.3点	35点	25点	60点
決算統計	2.5点	10.0点	5点	30点	35点
一般的機能	6.5点	19.0点	13点	57点	70点
新機能	6.0点	17.6点	12点	53点	65点
追加提案			0点	25点	25点
合 計			227点	473点	700点

会 計 課

**公告**

安曇野市穂高・穂高土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年5月21日

長野県松本地方事務所長 北原政彦

**理事****新任**

氏名 住所

稻垣 博	安曇野市穂高有明2747番地
赤羽功達	安曇野市穂高有明5028番地2
千国英治	安曇野市穂高有明292番地1
胡桃 隆雄	安曇野市穂高有明4840番地1
萩原茂一	安曇野市穂高有明3780番地3
白澤敏男	安曇野市穂高5078番地2

**退任**

氏名 住所

三澤正文	安曇野市穂高有明2384番地5
小野雅敏	安曇野市穂高有明4827番地3
小川千秋	安曇野市穂高6008番地1
胡桃淳	安曇野市穂高有明4840番地1
会田義昭	安曇野市穂高有明4088番地イ
小福基文	安曇野市穂高有明26番地

**監事****新任**

氏名 住所

角田仁志	安曇野市穂高有明13番地
------	--------------

**重任**

氏名 住所

金森清晴	安曇野市穂高有明10036番地2
三澤正和	安曇野市穂高有明903番地

**退任**

氏名 住所

降旗直道	安曇野市穂高有明38番地1
------	---------------

農地整備課

**公告**

埴科郡坂城町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年5月21日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

**理事****重任**

氏名 住所

小林亮	埴科郡坂城町大字坂城5963番地3
柳澤善昭	埴科郡坂城町大字坂城2348番地
池田澄夫	埴科郡坂城町大字坂城6437番地1
池田俊二	埴科郡坂城町大字坂城6557番地1
池田満男	埴科郡坂城町大字坂城6535番地3
天田和幸	埴科郡坂城町大字坂城6426番地1

**監事****新任**

氏名 住所

竹内利夫	埴科郡坂城町大字坂城9491番地
------	------------------

**重任**

氏名 住所

佐藤安行	埴科郡坂城町大字坂城6242番地
------	------------------

**退任**

氏名 住所

柳沢敏明	埴科郡坂城町大字坂城9580番地
------	------------------

農地整備課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月21日

長野県企業局南信発電管理事務所長

小松敬明

**1 入札に付する事項**

(1) 借入をする物品等及び数量

軽貨物自動車1台(660cc、トラック、4WD、AT)

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年8月1日から平成29年7月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

伊那市狐島3802-2

長野県企業局南信発電管理事務所

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県内に本店又は営業所を有していること。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 伊那市狐島3802-2  
長野県企業局南信発電管理事務所総務課  
電話 0265 (72) 6121
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成24年5月31日(木) 午前11時30分  
イ 場所 長野県企業局南信発電管理事務所 2階会議室
  - (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年5月29日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県企業局南信発電管理事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
  - (2) 詳細は、入札説明書によります。

企 業 局